（施業実施協定の認可を受ける場合の添付書類）

第二十四条　法第十条の十一第一項又は第二項の認可を受けようとするときは、同条第四項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（施業実施協定を締結する者）

第二十五条　法第十条の十一第二項の農林水産省令で定める営利を目的としない者は、次に掲げる者とする。

一～二　（略）

（施業実施協定に定める森林施業の実施に関する事項）

第二十六条　法第十条の十一第三項第二号イ及びロの農林水産省令で定める事項は、実施する森林施業の種類別の面積及び樹種とする。

（施業実施協定の公告）

第二十七条　法第十条の十一の三第一項（法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一～四　（略）

2　前項の規定は、法第十条の十一の四第二項（法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（施業実施協定の対象とする森林である旨の明示）

第二十八条　法第十条の十一の四第二項（法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による施業実施協定の対象とする森林である旨の明示は、当該森林の区域内の見やすい場所に当該森林の区域を表示した標識を設置してするものとする。

（施業実施協定の認可を受ける場合の添付書類）

第二十四条　法第十条の十一の九第一項又は第二項の認可を受けようとするときは、同条第四項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（施業実施協定を締結する者）

第二十五条　法第十条の十一の九第二項の農林水産省令で定める営利を目的としない者は、次に掲げる者とする。

一～二　（略）

（施業実施協定に定める森林施業の実施に関する事項）

第二十六条　法第十条の十一の九第三項第二号イ及びロの農林水産省令で定める事項は、実施する森林施業の種類別の面積及び樹種とする。

（施業実施協定の公告）

第二十七条　法第十条の十一の十一第一項（法第十条の十一の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一～四　（略）

2　前項の規定は、法第十条の十一の十二第二項（法第十条の十一の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（施業実施協定の対象とする森林である旨の明示）

第二十八条　法第十条の十一の十二第二項（法第十条の十一の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による施業実施協定の対象とする森林である旨の明示は、当該森林の区域内の見やすい場所に当該森林の区域を表示した標識を設置してするものとする。

（施業実施協定の変更の認可を受ける場合の添付書類）

第二十九条　法第十条の十一の五第一項の認可を受けようとするときは、同項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準）

第三十八条　法第十一条第五項第二号イ（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「計画的間伐対象森林」という。）につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度（第五十三条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。）が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法（当該森林が森林経営管理法（平成三十年法律第六十五号）第四十二条第一項に規定する災害等防止措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべき森林である場合には、同項の規定による命令に係る間伐の方法及び時期）に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実であると見込まれる森林であること。

（施業実施協定の変更の認可を受ける場合の添付書類）

第二十九条　法第十条の十一の十三第一項の認可を受けようとするときは、同項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準）

第三十八条　法第十一条第五項第二号イ（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「計画的間伐対象森林」という。）につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度（第五十三条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。）が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法（当該森林が法第十条の十第二項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）である場合には、同項の規定による通知に係る間伐の方法及び時期）に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実であると見込まれる森林であること。